

委員会提出議案第 1 号

犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びに
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につい
て

犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ
及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 3 0 日 提出

犬山市議会

総務委員長 畑 竜 介

（説 明）

この案を提出するのは、選挙公営に係る限度額を改正するため必要
があるからである。

犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びに
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する
条例

犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ
及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第1号）の一
部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,300円」を「16,100円」
に改め、同号イ中「4,250円」を「3,850円」に改める。

第5条中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「510円48銭」を「586円88銭」に、「115,
260円」を「158,125円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用
並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この
条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、こ
の条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙について
は、なお従前の例による。

○犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営） 第2条 略 (1) 略 (2) ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、当該定める枚数）を乗じて得た金額 (3) 略 （自動車の使用に係る公費の支払） 第4条 略 (1) 略 (2) 略 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用者に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>3,850円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 略 2 略 （ビラの作成に係る公費の支払） 第5条 犬山市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単	（自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営） 第2条 略 (1) 略 (2) ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、当該定める枚数）を乗じて得た金額 (3) 略 （自動車の使用に係る公費の支払） 第4条 略 (1) 略 (2) 略 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用者に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>4,250円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 略 2 略 （ビラの作成に係る公費の支払） 第5条 犬山市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単

新（改正後）	旧（改正前）
価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （ポスターの作成に係る公費の支払） 第6条 犬山市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>158, 125円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （ポスターの作成に係る公費の支払） 第6条 犬山市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>510円48銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>115, 260円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。